プロモ―ション事業における連携事業者登録申請にかかる要領

（目的）

1. 泉南市及び泉南市が連携する地方公共団体、観光協会、企業等が主催するイベン

　ト又は連携事業（以下、「プロモーション事業」という。）に関して、予め登録された事業者にプロモーション事業の情報を提供することで、市内事業者のプロモーション機会の拡大と本市のプロモーションを同時に実現させ、関係人口の増加を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 　　事業に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(2) 登録事業者 　プロモ―ション事業にかかる連携事業者登録を完了した者をいう。

（登録対象者）

第３条 事業者登録を申請できる者は、市内に事業所等を有する者（フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う者は除く。）であって、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 宗教活動や政治活動をプロモーション事業との連携目的としていないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する事業を営んでいないこと。

(4) 公の秩序もしくは善良の風俗を乱す恐れのある事業を営んでいないこと。

　(5) 市税を滞納していないこと。

（新規の登録申請）

第４条 新規の登録申請はプロモ―ション事業における連携事業者（新規・変更）登録申請書(様式第１号)（以下、「申請書」という。）、市税納付に関する誓約書（様式第２号）及び暴力団等排除に関する誓約書（様式第３号）によって行う。その際、申請書の内容に疑義が生じた場合は、その内容を明らかにするための資料等を添付するものとする。

（提供される情報）

第５条 登録事業者に提供される情報はプロモーション事業に関する情報とする。

（情報提供の方法）

第６条 情報提供の方法は、登録事業者のメールアドレス宛てにイベント等のプロモーション事業情報通知書（様式第４号）をもって電子送付することとする。

ただし、事業者の希望する連絡手段や通信状況によってはその限りでない。

（登録情報の変更）

第７条 登録事業者の登録内容の変更は、申請書（様式第１号）の提出によって行う。

（登録情報の削除）

第８条 　登録事業者からの登録情報の削除の依頼は、プロモーション戦略課までメール等、文書によって申し出ることにより、登録情報を削除する。

（事業者登録の取消し）

第９条　 　本市は、登録事業者が第３条に規定する登録対象者に該当しないことが判明 した場合や、その他登録を取り消さざるを得ない事由が判明した場合は、その登録を取り消すことができる。

（登録事業者の遵守事項）

第１０条 　登録事業者は次の各号に定めの遵守事項を遵守するものとする。

(1) 本登録により、イベント等への出店およびプロモーション事業への連携を確約するものではないこと。

(2) 情報の提供は登録事業者に対して電子メールで一斉に送信されるため、登録事業者

の希望する出店分野とは異なる情報提供がなされる場合があることを了承すること。

(3) 登録事業者へ提供する情報は、プロモーション戦略課が企画するイベントやプロモーション事業、もしくは提供を受けた情報に限る。情報提供がないイベント等に出店を希望する場合は、自らで情報を収集し必要な手続き等を行うこと。

(4) 提供された情報を確認後、出店を希望する登録事業者は、その旨を指定期日までに

プロモ―ション戦略課へ通知すること。

(5) イベント主催者の開催要領等及び、プロモーション事業の仕様書に基づき、本市が出店者の選定及び申込を行う場合は、本市の決定に従うこと。

(6) イベント出店に際して必要なイベント企画会社や保健所等との連絡調整は自らが行

うこと。

(7) イベント出店に際して発生する出店料、交通費等の一切の費用負担や人員の確保等は登録事業者自らが行うこと。

(8) イベント出店に際して生じたトラブル等は、登録事業者の責任を持って解決するこ

と。

(9) イベント出店に際して、本市が作成するパンフレットの配架やのぼりを設置するなど、プロモーション戦略課から依頼があった場合は本市のプロモーションに協力すること。

(10) プロモ―ション戦略課からイベント出店期間中の内容確認があった場合は、その求

めに応じること。

(11) 本要領に基づき、イベント出店した場合、必ずその売上や人数等について市に情報

提供を行うこと。

　(12) 市税を滞納していることが判明した場合、納税が完了するまで、情報の提供を行わ

ないことを了承すること。

附 則 この要領は、令和６年８月１日から施行する。